

1. 件名：東海第二発電所の設置変更許可申請（有毒ガス防護）に係る事業者ヒアリング

2. 日時：令和4年7月19日 13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、小野安全審査官、  
長江技術参与

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 室長代理、他6名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

（1）東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請の概要【有毒ガス防護について】（G-1-001(改1)）（令和4年7月8日提出資料）

（2）東海第二発電所 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について（G-1-002(改1)）（令和4年7月8日提出資料）

（3）東海第二発電所 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について（G-1-003(改0)）（令和4年5月31日提出資料）

（4）東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について（G-1-004(改0)）（令和4年5月31日提出資料）

（5）東海第二発電所 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特

- に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 (G-1-005(改0)) (令和4年5月31日提出資料)
- (6) 東海第二発電所 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表 (G-1-006(改0)) (令和4年5月31日提出資料)
- (7) 東海第二発電所 発電用原子炉施設設置変更許可申請書 (添付書類十一) 比較表 (G-1-007(改0)) (令和4年5月31日提出資料)
- (8) 東海第二発電所 発電用原子炉の設置変更 (発電用原子炉施設の変更) に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号 (平和目的) 基準への適合について 比較表 (G-1-008(改0)) (令和4年5月31日提出資料)
- (9) 東海第二発電所 指摘事項に対する回答一覧表 (有毒ガス防護対策) (G-1-009(改1)) (令和4年7月8日提出資料)
- (10) 東海第二発電所 中央制御室, 緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について比較表 (G-1-010(改0)) (令和4年7月8日提出資料)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	はい、原子力規制庁のオノですそれでは東海第2発電所の有楽ガスについてヒアリングを開始したいと思います。説明をお願いします。
0:00:18	日本原電の森井です。それではまず、右上資料番号G-1-010の比較表にて説明させていただきます。
0:00:28	次のページお願いいたします。
0:00:32	こちらまとめ資料の表紙になります。
0:00:35	比較表の構成としましては、左側に女川さんのまとめ資料を、とその右隣に東海第2のまとめ資料を記載しております。
0:00:44	一番右側に女川さんとの差異理由等を記載しております。
0:00:49	と差異理由につきましては、左上の記載の通り、内容につきまして、色分けをしております。
0:00:55	また、この後、黄色のハッチング部分が出てくるんですけども、その部分につきましては、今回、女川さんとの比較をするにあたり、と旧記載の充実化を図ったものや、記載の適正化を図ったものになります。
0:01:09	次のページをお願いいたします。
0:01:13	こちらは本文の目次となりますが、差異理由に記載してあります通り、
0:01:18	東海第2は、敷地内外固定限がスクリーニング評価の対象となっております、
0:01:24	敷地内可動元は、スクリーニング評価を行わず、防護措置をとることとしたため、敷地内固定元及び稼働元が、スクリーニング対象となっていない女川さんと、項目に差異があります。
0:01:39	次のページをお願いいたします。
0:01:41	こちらは別紙の目次となります。
0:01:44	と先ほどの理由で、
0:01:45	別紙についても差異があります。
0:01:49	次のページをお願いいたします。
0:01:52	こちら本文1の評価の概要になります。
0:01:55	2段落目のスクリーニング評価の結果ですが、東海第2の敷地内外の小低減には、運転対応要員の対応能力が著しく損なわれる恐れのある、
0:02:07	有毒ガスの発生元は存在しないことを確認いたしました。
0:02:12	また、東海第2の敷地内可動元に対しては、スクリーニング評価を行わず、防護措置を実施することとし、その他、予期せず発生する有毒ガスに対応するための対策を実施することいたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:26	以下、評価結果の詳細を説明させていただきます。
0:02:30	次のページをお願いいたします。
0:02:34	有毒ガス防護に関わる妥当性確認につきましては、ガイドに記載の確認の流れに沿って実施しております。こちらは女川さんと同様になっております。
0:02:45	次のページをお願いいたします。
0:02:48	評価にあたって行う事項として、まずご提言と稼働下の調査を実施しております。
0:02:55	敷地内有毒敷地内の有毒化学物質の調査対象の特定にあたっては、
0:03:02	別紙 2 に示す通り、対象となる有毒化学物質を選定し、該当するものを整理いたしました。
0:03:10	敷地内の有毒化学物質の特定に当たりましては、別紙 3 に示す検討を踏まえ、法令に基づく届け出情報の開示請求により、敷地外の有毒化学物質を調査対象といたしました。
0:03:24	まずは、別紙 2 について説明させていただきます。
0:03:28	と、右下ページ、103 ページ。
0:03:32	をお願いいたします。
0:03:40	こちら、別紙 2 になっておりますが、
0:03:43	等、
0:03:46	四角の枠で記載しておりますが、
0:03:49	ガイド 1.3 の定義に基づき、人に対する悪影響を考慮した上で、参照する情報元を整理し、調査を行いました。
0:03:59	有毒化学物質の設定方法のうち、人に対する悪影響の考え方及び、次のページになりますが、参照する情報元は女川さんと同様となっております。
0:04:11	次のページをお願いいたします。
0:04:15	第 1 図の各情報元の急性。
0:04:19	毒性影響の設定範囲。
0:04:21	及び情報元の出典元につきましても、
0:04:25	更新日に差異はあるものの、女川さんと同様となっております。
0:04:30	次のページをお願いいたします。
0:04:34	(3) の設定結果につきましても、第 1 表の、有毒化学物質の例に差異はあるものの、女川さんと同様であります。
0:04:45	右下 109 ページ、お願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:52	こちら、第 3 表には、東海第 2 で使用している化学物質の代表例を記載しております。
0:04:59	女川さんとの違いにつきましては、上から三つ目、このページの上から三つ目になるんですけれども、液体固体廃棄物処理について、東海第 2 では、雑固体廃棄物を
0:05:11	認証する際に発生する有害物を分解する還元剤に、アンモニアを使用しております。
0:05:19	112 ページをお願いいたします。
0:05:25	第 2 図のフローに従い、調査を行い、敷地内の有毒ガス化学物質を抽出いたしました。
0:05:32	フローにつきましては、女川さんと同様になります。
0:05:36	続きまして、別紙 3 について説明いたします。
0:05:40	114 ページをお願いいたします。
0:05:45	敷地外固定元につきましては、地域防災計画のみではなく、化学物質の貯蔵沖
0:05:52	規制している法律のうち、貯蔵量等に関わる届け出義務のある法律を対象として、開示請求を実施いたしました。
0:06:03	麻薬及び校正し、
0:06:06	薬取締法のように届け出義務に丸が記載されており、開示請求、
0:06:12	の対象選定で発となっているものは、その理由について注釈に記載しています。
0:06:19	ガス事業法につきましては、5 月 15 日のヒアリングの申請概要の説明にて、
0:06:25	開示請求の対象選定について×としておりましたが、
0:06:29	ガス事業者につきましてはホームページで開示されている情報を入手したことから、開示請求の対象選定としては 0 として、記載の適正化を図りました。
0:06:42	本文に戻っていただき、右下 7 ページをお願いいたします。
0:06:55	7 ページ、黄色いハッチング、赤字箇所になりますが、
0:06:59	東海第 2 発電所と一部の敷地を共有している 10 日や、
0:07:04	東海第 2 発電所と一部の敷地を共有している東海発電所においても調査を行い、敷地内に誘導化学物質がないことを確認しているため、
0:07:14	東海発電所の扱いについて明確化を図りました。
0:07:20	次のページをお願いいたします。
0:07:25	別紙 2、別紙 3 にて敷地内外の有毒化学物質を抽出。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:31	し、こちらに記載の第 3.1 点。
0:07:35	第 3.1-1 図及び 2 図のフローに従い、
0:07:39	調査対象となる敷地内外ご提言、及び、
0:07:43	敷地内可動元を特定いたしました。
0:07:47	次のページをお願いいたします。
0:07:51	敷地内固定元につきましては、
0:07:54	別紙 2 に示しました通り、
0:07:56	国際化学物質安全性カード等をもとに、有毒化学物質を特定し、敷地内のすべての誘導化学物質を含む可能性があるものを整理しましたが、
0:08:07	運転対処要員の対処能力に影響を与える観点で、
0:08:12	考慮不要と考えられるものについては、調査対象外とし、
0:08:17	第 3.1. 1-1 の表の通り整理いたしました。
0:08:22	次のページをお願いいたします。
0:08:26	有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵方法等から大気中に多量に放出される恐れがあるか。
0:08:34	または、性状として密封空間にて人体に悪影響を与えるものかを確認いたしました。
0:08:41	調査対象外となる理由につきましては、5 月 15 日のヒアリング時に、資料番号 G-1-001 にて説明いたしました。
0:08:51	本資料では、別紙 4-2 から 4-6 に該当します。
0:08:57	それぞれの調査対象外とする理由に対応する。
0:09:01	東海第 2 の有毒化学物質の例を、
0:09:04	第 3.1. 1-1 表の右側に記載しました。
0:09:09	なお、
0:09:10	抽出しました有毒化学物質につきましては、別紙 4 の 7-1。
0:09:16	4-7-2 に記載しております。
0:09:19	別紙 4-7-1 及び 4-7-2 については、まとめ資料で説明いたします。
0:09:26	資料番号 G-1-002、(カ)1 の右下通しページ 179 ページ。
0:09:35	179 ページをお願いいたします。
0:09:48	別紙オノ 7-1 は、抽出した敷地内外小提言を記載しております。
0:09:53	それぞれ特定フローに基づき、スクリーニング評価の対象とするかの判断を、
0:10:00	あ、すいません、はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:02	G-1、
0:10:04	すいません、すいません説明。
0:10:06	G-1-002 対 1、
0:10:10	になります。
0:10:14	右下通しページ 179 ページお願いいたします。
0:10:20	別紙 4-7-1 は抽出した敷地内外小提言を記載しております。
0:10:26	それぞれ特定フローに基づきスクリーニング評価の対象とするかの判断を行っております。
0:10:33	こちら通しページ 179 ページから 181 ページにつきましては、敷地内のタンク類の整理表となっております。
0:10:43	179 ページ一番上にあります、アンモニアについては、ガス化し、屋外のタンクに貯蔵されていることから、対象といたしました。
0:10:54	その他の誘導化学物質につきましては、ガス化しないか。
0:10:58	また屋内に貯蔵されているため、対象外としております。
0:11:03	通しページ 182 ページをお願いいたします。
0:11:10	こちら 182 ページから 186 ページは、敷地内のボンベ類の整理表となっており、ボンベに保管されているため対象外としました。
0:11:22	通しページ 187 ページをお願いいたします。
0:11:30	第 3 表は、敷地内の冷媒の整理表となっております。
0:11:35	ETCAFC123 につきましては、屋内に保管されており、調査対象外としました。
0:11:42	またR-407Cにつきましては、屋外に貯蔵されていますが、冷媒は防護判断基準値が高く、開放空間での人体への影響がないため、対象外といたしました。
0:11:56	次のページ、188 ページをお願いいたします。
0:12:00	第 4 表は、敷地内の遮断機の整理表であります。
0:12:05	6 フッ化硫黄につきましては密封空間で、人体影響を考慮すべきものになっておりますが、
0:12:13	なっており、調査対象外としました。
0:12:16	275kV開閉所につきましては屋内に設置されていますが、
0:12:21	6 ふっ化硫黄は防護判断基準値が高く、屋内で漏えいした場合でも、建屋内で希釈された時点で、防護判断基準値を下回り、
0:12:32	大気中に多量に放出される恐れはないため、調査対象外といたしました。
0:12:39	次のページ 189 ページをお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:44	189 ページから 192 ページに、
0:12:48	敷地内の試薬類を整理しております。
0:12:51	試薬類につきましては、注釈に記載しておりますが、
0:12:57	化学分析室や倉庫に保管されており、使用場所も科学分析室や特定の設備の設置箇所等に限定されていること。
0:13:07	また、貯蔵要件あたりの内容量は、屋外に設置されている薬品タンク等の内容量と比較しても、少量であることから、貯蔵容器から全量が漏えいした場合でも、有毒ガスが大気中に多量に放出される恐れはないため、
0:13:23	調査対象外といたしました。
0:13:27	続きまして 193 ページ。
0:13:30	をお願いいたします。
0:13:34	こちら、第 6 報、第 6 表は、敷地内の製品性状により影響がないことが明らかなものを、
0:13:42	次のページの 194 ページの第 7 表は、敷地内の生活用品として一般的に使用されるものを整理したものです。
0:13:52	製品性状により影響がないことが明らかなもの、及び生活用品として一般的に使用されているものにつきましては、
0:14:00	運転対象要員に影響を与える観点で考慮不要と考えられることから、調査対象外といたしました。
0:14:09	ここまでが、敷地内固定下の整理表になり、屋外に設置されております溶融炉アンモニアタンクに貯蔵されているガス化する。
0:14:20	アンモニアを調査対象といたしました。
0:14:24	次のページ、195 ページをお願いいたします。
0:14:30	195 ページからは、敷地外の固定限の整理表になります。
0:14:35	第発表、地域防災計画につきましては、えられる情報がありませんでした。
0:14:42	次のページをお願いいたします。
0:14:45	第 9 表は、ドック物及び劇物取締法の整理表になります。
0:14:52	毒物及び劇物取締法につきましては、開示請求を行いました。が、えられる情報はありませんでした。
0:15:00	次のページをお願いいたします。
0:15:04	ふく 97 ページから 319 ページまで、障防法の整理表になります。
0:15:10	障防法につきましては、開示請求を行い、
0:15:13	えられた情報を記載いたしました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:15:17	それぞれの物質につきまして、特定フローに基づき、調査対象とどうかの確認を行いました。
0:15:24	通しページ、
0:15:26	216 ページ。
0:15:29	216 ページをお願いいたします。
0:15:36	こちら 216 ページの整理表に、対象となるガソリンが特定されました。
0:15:42	ガソリンは揮発性であり、当該ガソリンにつきましては、屋外タンクに保管されているため、対象といたしました。
0:15:53	通しページ 220 ページをお願いいたします。
0:15:59	220 ページの整理表に、対象となるメタノールが特定されました。
0:16:05	メタノールは揮発性であり、屋外タンクに貯蔵されているため、対象としました。
0:16:12	以降、一部を除いて、特定フローに基づき、調査対象かどうかを判断いたしました。
0:16:19	通しページ、
0:16:22	224 ページをお願いいたします。
0:16:29	ページの整理方の、
0:16:31	中央付近にあります、第 1 石油類括弧費水溶性につきましては、届け出情報の開示を行いました、
0:16:41	貯蔵場所等の情報がえられなかったため、バーと記載あり、
0:16:45	記載をしておりますが、
0:16:47	数量につきまして、危険物指定数量以下のため、評価対象外としました。
0:16:55	以降、危険物して、
0:16:57	定量以下のものは対象外としております。
0:17:02	年ページ、226 ページをお願いいたします。
0:17:08	ホームページの整理表の上から四つ目のアルコール類につきましては、届け出情報より、貯蔵場所等が不明であったため、調査対象といたしました。
0:17:22	第 4 アルコール類に分類される化学物質のうち、
0:17:25	外気濃度を保守的に評価するために、蒸気圧が高く、かつ、毒性の観点から防護判断基準値の値が小さくなる。
0:17:35	メタノールを代表物質として評価いたしました。
0:17:41	続きまして、通し番号、通しページの 257 ページ。
0:17:46	をお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:54	ホームページ整理表の中央より下の付近に、すたれックス
0:17:59	リスクさんがついておりますが、
0:18:01	液化石油ガスにつきまして、届け出情報から、貯蔵方法の情報がえられなかったものがありました。液化石油ガスは、高圧ガスであり、高圧ガス保安法に定める容器に保管されていると考えられるため、
0:18:16	ボンベ等に保管されているとし、調査対象外といたしました。
0:18:22	通しページ 306 ページをお願いいたします。
0:18:35	306 ページ。
0:18:48	はい。
0:18:50	306 ページですが、届け出情報から抽出された敷地外固定限のうち、
0:18:57	ボンベに保管されてるものについては、高圧ガス保安法の規則にのっとり、固縛等がされていることが考えられ、ボンベ自体が、破損、
0:19:08	することが、は考えにくい。ため、調査対象としていませんが、ホームページ整理表の上から 2 番目にある液化アンモニアにつきましては、屋内に保管されているか不明であり、
0:19:20	また、有毒ガス防護判断基準値が小さいことから、
0:19:25	中央制御室の運転員や、緊急時対策所の要員に及ぼす影響が大きいことを考慮して、有毒ガス防護に関わる影響評価の観点から、
0:19:36	スクリーニング評価の要員に及ぼす、
0:19:39	影響評価が大きいことを考慮して、
0:19:41	誘導ガス防護に関わる益は観点からスクリーニング評価を実施いたしました。
0:19:47	なお障防法においてこの液化アンモニアのほかに、屋内に保管されていることが不明であり、有毒ガス防護判断基準値が小さい物質はありませんでした。
0:20:00	通しページ 320 ページをお願いいたします。
0:20:12	第 11 表は、高圧ガス保安についての整理表であり、
0:20:16	高圧ガス本部についても開示請求を行い、えられた情報を記載し、調査対象かどうかを判断いたしました。
0:20:26	通しページ 326 ページをお願いいたします。
0:20:34	第 12 表は、ガス事業法についての整理表であり、
0:20:39	ガス事業法については資源エネルギー庁のホームページにより開示されているガス事業者一覧よりえられた情報を記載し、調査対象かどうか判断いたし、
0:20:50	調査対象外といたしました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:54	次のページをお願いいたします。
0:20:57	ここからは女川さんと同様に参考資料として小提言等の比較を行っています。
0:21:04	通しページ 329 ページ及び 330 ページは、タンク類及びポンベ類の比較を行っております。
0:21:14	通しページ 100331 ページをお願いいたします。
0:21:22	通しページ 331 ページから 334 ページにつきましては、敷地内固定下の冷媒。
0:21:29	敷地内可動減及び敷地内固定元稼働減の製品性状により影響がないことが明らかなものについて、女川さんとの差異を記載しておりますが、
0:21:39	できるハッチング部分につきましては、女川さんとの差異があるため、改めて確認を実施し、その差異について記載したいと考えております。
0:21:50	それでは、比較表に戻って、
0:21:52	調査結果等を説明いたします。
0:21:55	資料番号 2-1-01。
0:21:58	0 の、
0:22:00	右下ページ、11 ページをお願いいたします。
0:22:12	調査結果まで 5、
0:22:13	めいしてもよろしいでしょうか。
0:22:15	すいません。
0:22:18	敷地内固定元につきましては、調査対象として、アンモニアが特定されました。
0:22:24	第 3.1. 1-2 表、
0:22:26	から、
0:22:27	次のページになりますが、5 表につきまして、2、調査、
0:22:32	結果及び評価点との位置関係を示しております。
0:22:37	13 ページをお願いいたします。
0:22:41	第 3.1. 1-1 図から、
0:22:46	ずっとページありますが 4 図につきましては、評価点と、敷地内固定元との位置関係についての図を示しております。
0:22:56	年ページ、18 ページをお願いいたします。
0:23:03	こちらは、敷地内可動元について記載しております。
0:23:08	提言と同様に、特定フローに基づき整理し、調査いたしました。
0:23:13	その結果及び評価点との位置関係を、第 3.1. 2-1 表から 3 に示しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:23	と 20 ページお願いいたします。
0:23:27	第 3.1. 2-1 図に、評価点と、敷地内可動元の位置関係を図で示しております。
0:23:35	次のページをお願いいたします。
0:23:39	続きまして別紙 3 及び、別紙 4 の 7-1 でも説明いたしましたが、東海第 2 における敷地外固定元の特定に当たりましては、
0:23:49	地域防災計画を確認するほか、法令に基づく届け出情報の開示請求により、
0:23:56	敷地外の貯蔵施設に貯蔵された化学物質を調査し、
0:24:00	貯蔵が確認された化学物質の性状から、有毒ガスの発生が考えられるものを敷地外固定元といたしました。
0:24:09	調査対象とする法令は記載の通りです。
0:24:12	調査結果からえられた化学物質を測定フローに基づき、調査対象かどうかの判断をしています。
0:24:20	調査の結果、
0:24:22	障防法及び高圧ガス保安法に基づく届け出から抽出された敷地外固定限のうち、アンモニア、塩酸、硝酸、メタノールガソリン、
0:24:32	塩化水素、
0:24:34	硫化水素について、有毒ガス防護に関わる影響評価の観点からスクリーニング評価を実施することといたしました。
0:24:44	次のページをお願いいたします。
0:24:48	こちら、第 3.1. 3-1 表に敷地内、
0:24:52	外敷地外固定元の調査結果を示しています。
0:24:57	ご提言の識別と標高を追記し、記載の充実化を図っております。
0:25:04	次のページをお願いいたします。
0:25:07	注策につきましても、記載の充実化を図っております。
0:25:13	次のページをお願いいたします。
0:25:17	第 3.1. 3-2 本につきましても、評価点ごとに作成いたしました。
0:25:23	また女川さんと同様に、高低差について追記しました。
0:25:29	ホームページ、第 3.1. 3-2 表、2 分の 1 は、中央制御室との位置関係を示しております。
0:25:38	次のページをお願いいたします。
0:25:40	2 分の 2 は、緊急時対策所との位置関係を示しております。
0:25:47	次のページお願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:50	評価点ゴトウの表に合わせて図につきましても、評価点ごとに作成し、第 3.1. 3-1 図から 2 図に示しました。
0:26:03	ところまでが、敷地内固定元、
0:26:06	と敷地外固定元、
0:26:09	あと敷地内の稼働稼働減についての説明になります。
0:26:20	はい。規制庁の尾野です。では、確認をさせていただきたいと思います ちょっと私から数点先に確認させていただきたいんですけども、
0:26:32	比較表でいうと、
0:26:39	すいません。
0:26:42	21 ページなんですけれども、
0:26:47	女川と比較したときに、地域防災計画っていうのは女川の方は、
0:26:54	届け出情報から出てくるものがあつたんですけれども、もう東海第 2 の 方は一切なかったってことなんでしょうか。
0:27:05	厳然の盛です。通し、地域防災計画につきましては、防災、危険物施設 等の件数のみ、消防より報告されていまして、件数のみ記載されてお りました。
0:27:19	イトウのその計画に記載されている危険物等の件数の内訳につきまし ては、消防法の届け出情報に、の内容であるということは確認しており ます。
0:27:34	規制庁の方です。衛藤。
0:27:37	件数以外の情報は一切ないと。
0:27:42	現在モリイでその通りです。
0:27:44	承知いたしました。
0:27:47	阿藤すいません今回ちょっと説明なかったんですけれども、ちょっと確 認をさせていただきたくて、
0:27:54	衛藤。
0:28:00	鳥栖比較表の 37 ページなんですけれども、
0:28:05	ここでちょっと東海第 2 の特徴的なところがあると考えていて、
0:28:13	まずその屋外と、
0:28:15	内外のタンクの評価方法のところ、
0:28:21	堰が設置されていると推測しますというふうな記載が、また以降の下の ところの黄色ハッチングで書かれておりますと。
0:28:35	毒物等劇物取締法において、
0:28:40	貯蔵場所外へ流出しないような措置を講ずることと要求されているの で、積があるというふうに推測して記載しているんですけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:49	今回の調査において、この毒物劇物取締法からは、
0:28:55	特に何か調査対象のものが獲られてないんですよ。
0:29:01	障防法で、
0:29:04	出てきたものを、今後、スクリーニング評価とかをしていく対象のものになると。
0:29:10	いうふうな整理だと思うんですけども、この毒物劇物取締法で堰が設置されている化石がありますっていうふうな、そのこととしたその関係性はどのように考えているのでしょうか。
0:29:24	はい。年齢の盛です。劇物、
0:29:28	障防法で指定されてるこちらで、
0:29:32	抽出されました塩酸等につきましても、毒物劇物の対象となっておりますので、それと院さんを、は毒物であるとして同じような堰が設置されているだろうということで、続いて設定いたしました。
0:29:49	規制庁のでそうするとちょっとよくわからないのはその毒物と劇物取締法で今回調査で、何も出てこなかったっていうのはなぜなのでしょう。
0:30:02	原電の盛です。劇物、
0:30:06	毒物劇物取締法につきましては、開示請求を行いました、正常、
0:30:12	その名称とあと所在地、あと申請者の氏名とその所在地のみ記載されておりまして、他は規制されておりませんでした。
0:30:22	ただ、そこに申請者、
0:30:28	藤清城所の名称とかありましたので、それと障防法と照らし合わせまして、と同じような、同じような、
0:30:38	有毒化学物質が
0:30:42	届け出されているだろうと判断しまして、そのように推定いたしました。
0:30:47	規制庁の方です。承知いたしまして少しその関係は、何か明確にしたいのと、
0:30:54	あともう1点確認なんですけれども、
0:31:00	堰が設置されているものとして考えたのは
0:31:05	消防法で抽出したものをすべてその毒物劇毒物及び劇物取締法は包含していると理解していいですか。
0:31:15	はみ出るものはない。
0:31:17	ガソリンとか、
0:31:18	そういうものも含めて、法律の中に規定されていると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:25	そういう意味では積を推定した塩酸とアンモニアにつきましては、毒物劇物取締法に包含されていると考えております。その他につきましては、
0:31:36	もう席を推定せず、
0:31:41	すると。
0:31:44	三角。
0:31:52	すいません。
0:31:53	そうですねと。
0:31:55	三田。
0:31:56	長さんとメタノールにつきましては、毒物劇物、
0:32:01	となりますので、ちょっと包含されているか、再度確認させていただきまして、記載させていただきたいと思います。規制庁宮尾ですけど、ちょっと先ほど言った言われて比較できる37ページのところの説明が、
0:32:14	ちょっといまちよく言うどういうことを説明されようとしてるかわからないんですごくそこは整理してください。まず、また以降で書かれているこの推測推察駆使っていうのが、
0:32:26	書かれてるところね、毒物劇物の基づいて、そういうふうにされているだろうと。で、先ほど言った資料の中では、
0:32:36	毒物劇物取締法でのを得る情報はなしとしていますと。
0:32:41	なのでけん、何となくつじつまが合わないんですよ。
0:32:45	要はね、今言われてるのは、障防法のところで記載されている塩酸とアンモニウムかな、アンモニアかなについては、
0:32:55	通常、障防法については、一番厳しい、厳しいというかられなかった場合はそういう防護措置がない状態での評価に多分なってるんですよ、他のやつも。
0:33:08	にもかかわらず、劇物、
0:33:10	毒物劇物取締法にも入っているようなその演算アンモニアだけはその設計を期待したような評価にしていると。
0:33:18	なぜそれが正しいのかがわからないんですよ。消防法に基づく、そのやり方であれば他の
0:33:28	JAと非品目と同じような評価をすべきじゃないのかなっていうところがあるのにもかかわらず、
0:33:34	毒物劇物取締法の部分については、そこだけは積を想定してるっていうところが、
0:33:40	よくわからないということなんです。要は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:43	資料は毒物劇物動態対象はありませんよって言って整理しているにもかかわらず、障防法のところに入ってるものはそっちで捨てるっていう整理が、要はつじつまが合わないんじゃないですかということなんですけど、いいでしょうか。
0:33:58	承知しました。そこは
0:34:01	ちょっと毒物劇物の方でも、
0:34:06	開示情報の開示されてる情報まではありますのでそこも含めて、含まれているかどうか等を記載に追記したいと思います。
0:34:17	はい、規制庁のです。それで追加で今宮元からお話があった件も含めてちょっと追加なんですけれども、
0:34:25	そもそもその毒物劇物取締法で貯留場所へ、
0:34:29	流出しないような措置っていうのは、
0:34:32	堰を設けること以外はないってことなんですか。
0:34:37	いや、つまりその積の評価をすること。
0:34:40	によって、非安全側になるような状況はないのかっていうことを確認したいことと、
0:34:46	あと、今ご説明あった塩酸とアンモニア以外のものについては堰の評価を見込ま見込んでるんですね。
0:34:55	ガソリンとかは石油なしで評価してるんですか。
0:35:02	森です。ガソリン等につきましても、堰の面積が、開示情報に載っているものにつきましては、その積面積を使用しております。
0:35:13	また、東海情報でられなかったものについてはこちらに記載しておりますように、行きたいというものは必ず席を設けているだろうということを推定して設定しております。
0:35:26	規制庁のですね。
0:35:28	例えばその今ご説明のあったガソリンについては、積があるものについてはその石油の開示情報から評価をしていますとそれはわかるんですけれども、
0:35:42	席があるかないもの。
0:35:44	もうちょっとわからないような情報がわからないものについて、堰を設けた評価をすること自体で、その保守性とか妥当性とかっていうところの非安全側になるかもしれないと、評価自体が、
0:35:58	そこについての考え方が理解できなくてちょっとそこを説明していただきたいんですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:36:07	蒸発率につきましては堰面積に依存しておりますので、ちょっとそれも含めまして、妥当性の説明も含めて記載するようにいたします。
0:36:19	はい。規制庁の尾上です。ちょっともう一度伝えますと、まずその積が、
0:36:24	設けて評価をしていて、その席を設けないといけないのかどうかっていうその、
0:36:31	他条文との要求関係がわからないってということと、あとこの席の設定の仕方についても、
0:36:39	今東海第2の敷地内のアンモニアタンクと苛性ソーダタンク熱田関面積とその容量の比を、
0:36:46	基準に設定していると書いていてその評価の仕方が、妥当なのか、保守性が見込まれてるのかっていうところがわからないので、それについては次回説明してください。
0:37:03	規制庁長江です
0:37:05	今の関井の話なんですけどね
0:37:08	一つはもう、なんていうの毒物劇物の話からは、詳細な開示情報って出てきてなくて最終的には
0:37:18	障防法になってるっていう理解なんです。そうすると、
0:37:23	障防法の開示情報の中でね、石があるのかないのかっていうのをそれをまずはっきりしないと、
0:37:30	話にならなくて、
0:37:32	そこで障防法の中で、積があるものは、石があるってわかると思うんですよ。でないものについてはね、もう障防法に依拠した限り、クレジットをとるのはどうか。
0:37:44	どうかなと私は思ってます。だから、推定ではなくてエビデンスのあるものをベースに、まず評価するのが、
0:37:53	相当じゃないかと思います。それと関について言うと、
0:37:57	石があるものの、今度は対象とし、それをピックアップしたんですけれども、その積の面積を算定するのに、東海のアンモニアの貯蔵所の、
0:38:09	割合っていうか関野等タンクの容量と、堰の容量とか、高さとか面積の割合をそのまま適用されるとして持ってきてるんですけど、
0:38:21	それ自体の根拠が全くないので、
0:38:24	届け出があった消防法の積の情報に基づいて、保守的な設定で、その表面積を出すのが、評価の前提になるのではないかと思うんですよ。
0:38:36	その辺が全く書かれてないので、結構堰の面積って液体については表のその面積で、蒸発で決まっちゃうんで物にもろに決まってしまうんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:47	給料かなり大きいんですよ。その辺もう一度
0:38:50	きちんとちょっと今日のコメントみんな同じことを聞いているんですけど、ちゃんと
0:38:57	説明していただきたいのとあとガソリンはね、皆さんのところが、はっきり言うと最初に出てきたようなものなんで、それについてもその蒸発率とか、
0:39:08	積がありなし、かなり蒸発率高いんで、関まで液体でいくとちょっと考えにくいんで、気体扱いにするのが常識じゃんじゃないかと思うんですけど。
0:39:18	そうすると、ちょっとざっと計算やった限りは蒸発につかない高くて、かなり効いてくるんですよ。ちょっとこれ計算では、皆さんもやってもやってもらった方がいいと思うんですけど。
0:39:29	その辺の話とかね、ちょっともう少し丁寧に、
0:39:34	皆さんが仮定して歩保守側になってないものはね、きちんとこう中で見直していただいて、
0:39:41	再度、
0:39:43	そういうクレジットをとるのが妥当なのかどうか或いはもう保守的にやり直した方がいいんじゃないかと、どっちかという我々もそういうサイドで立ってるんですけど、
0:39:53	ちょっとそういう説明を整理した上で、もう一度
0:39:58	考え方を整理していただけませんかいろんな法律について含めてですけど、
0:40:04	それとちょっと
0:40:06	もう1ヶ所ね、これ基本的なところで重要なところなんで、ちょっと資料見ていただきたいんですけど。
0:40:17	資料のG-1-010の、
0:40:22	通しページの25ページなんですけどね。
0:40:28	ここに例として
0:40:31	第3-1-3-2表の2分の2ということで、
0:40:36	貯金対象の例なんですけど、その注記のところにね黄色で書いてる。
0:40:42	米印の1でね。
0:40:45	ここの貯蔵量を貯蔵量のところだと思うんですけど※だと思うんですけど、
0:40:53	有効数字不竹谷切り捨てた値を記載って書いてるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:59	女川の資料をよく読んでいただくと、女川の資料って有効数字向けての切り上げてるんですよ。で、有効数字蓋桁で切り捨てにすると。
0:41:10	10-5 乗のリットルとかね、四条のkgとか結構あって、その端数を全部積み上げていくとかなり厳しくなるので、
0:41:20	比木率で、
0:41:21	という栗城率データ値でこれ、評価されたのかどうかちょっとまず確認なんですけどお答えいただけますか。
0:41:29	県連の盛です申し上げちょっと資料が見にくかったかもしれませんが*1につきますとは、評価点と、
0:41:38	それぞれの敷地外固定元についての距離です。距離の 7000、例えば一番上の 7300 という距離について、有効桁数 2 桁に切り捨てました。
0:41:49	toto増量につきますとは、開示請求からえられていると増量を、
0:41:56	を用いて計算しております。
0:41:59	以上です。
0:42:01	規制庁長江ですちょっと、もう一度さらにちょっと各今距離の話とおっしゃったんで貯蔵量の話について、ちょっと別の資料でもう一度確認したいんですけれども。
0:42:15	資料のG-1-002 っていう資料、G-1-002 の資料の
0:42:24	通しのページの右下の通しのページの 23 ページっていうところに、ちょっと
0:42:31	見ていただきたいんですけどここに
0:42:34	表の 3-1-3-1 票というのがあって、敷地外固定元の、
0:42:39	調査結果なんですけど、
0:42:41	これでね、
0:42:44	このところの合計貯蔵量って真ん中辺りにあるところを見ていただくと、
0:42:51	ここにちょっと実際の
0:42:55	右端の欄に別紙 471 の対応表っていうのが示されてるんですけど、例えばね、
0:43:02	ガソリンの
0:43:04	16 とかは 5.7 掛け 10 の事情リットルと書いてて、
0:43:12	第 10 表という右のところの、
0:43:14	123 分の 20 ページと下の表の次、実際書かれてるあたり見ると、
0:43:21	ガソリンの 16 の量は、574 リットルなんですよ。
0:43:26	明らかに

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:28	なんで有効数字二方で切り捨てられた値が書いているので、実際に本当に評価としてね、
0:43:36	有効数字 2 桁で届け出のあった数値で計算されてるのかどうかちょっとその他のものも含めて、ちゃんと確認していただきたいのと、あとここに書くのは有効数字。
0:43:49	蓋開けたり切り捨てた値を書くのではなくて、別表と同じ値を書いてください。
0:43:55	そうしないと皆さんはこれを使ったっていうふうに見られても仕方ないと思いますので、
0:44:03	いいですかねそれであると、
0:44:05	先ほど言った貯蔵法のところ方法のところで見るとね、ごめんなさい。
0:44:10	ちょうど方の横の貿易っていうところで見ると、これが
0:44:15	石の話だと思うんですけど、
0:44:17	例えば塩酸の 8 とか、
0:44:21	書いてるところで見ると、防衛規定があるって書いてますよね。
0:44:26	ずっとこれ障防法の届け出で、その塩酸とか
0:44:32	この基本情報で全部あるものありって書かれてて、
0:44:36	どこだっけガソリンの 15 とかもうその
0:44:40	1 を関野愛里菜シート見ていいと思うんですけどそこに
0:44:45	届け出情報があるものはこうありとかははっきり書かれてて、バーと書かれてわからないやつはそれがさっきの毒物劇物から推定したとかっていうのが、
0:44:58	次のページの※の 5 ですかね※の 5 に書かれてて、
0:45:05	それがまたさらにさっきの言った
0:45:09	と、とか第 2 の
0:45:12	積面積と
0:45:15	タンクの容量の割合からその
0:45:18	面積を出してよってなことが
0:45:20	書かれてるんで、
0:45:22	ちょっと
0:45:24	何て言うんすかねこの
0:45:27	23 ページの表っていうのが、一応抽出された 33 個の
0:45:36	サマリーになると思うんで、ここをもう少しちゃんとこう書いて欲しい。
0:45:43	と思うんですねそうしないと全部をいちいち後ろに帰って、またひっくり返しで見てると大変なんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:50	それでいくともう一つ気になったのがね。
0:45:54	薬品農道の考え方たのところで、
0:45:59	いろいろ書かれてるんですけど、
0:46:05	要は届け出情報で、アンモニアの濃度とかわからないものがありますと、そういうものについては、
0:46:13	後ろの方の
0:46:16	書かれてる場所があったんですけど
0:46:20	これかな。はい。
0:46:22	同じ資料の通しの 38 ページを見ていただくと、
0:46:29	4 ポツ 3 の有毒ガスの放出の評価のところ、その 6 行目あたりで届け出情報からえられなかった薬品濃度については、以下の通り設定したと書かれて例えばアンモニア、アンモニアについては、
0:46:43	廃止された情報にて正常が期待であるのは 100%と、正常書き液体であると明らかなものは、開示された事業所の濃度が最大 25%であり、
0:46:54	スクリーニング評価では 26%と設定って書かれてるんですけど、
0:46:58	要は
0:47:00	届け出て数値が書かれてるものは、25%が最大だったんだけど、
0:47:06	その他わからないんだけど、一応 25%相当の 26 にしたって書かれてるんですけど、話も
0:47:14	25 から 100 の間にね何もないわけじゃなくて、常識的には、
0:47:21	濃度の記載がないものについては例えば 100%にするっていうのは保守的な扱いだと思うんですよね。同じように塩酸についても、
0:47:29	開示された各事業所の濃度が 35%でありって、その開示されたものの、
0:47:35	最大値は 35%だったかもしれないんですけど、その情報がないので演算計算等についても、
0:47:43	最大は 100%になり得るってことだと思うんですよ。そういったところが
0:47:49	先ほどの 23 ページの方に変え、かえてその
0:47:53	なんて言うんすかねいきなりもう薬品濃度は後で設定する考え方に基づいて設定しましたよって書かれてるんですけど、そうじゃなくて、
0:48:04	その何、何て言うんすかねすごい
0:48:07	今言ったようなその不確実な話がここにも、濃度の話にもあって、
0:48:13	評価自体にやっぱり影響してくるので、もろに影響してくるっていう話と、
0:48:19	あと

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:21	先ほどからずっと言ってます蒸発率の話でね、
0:48:25	もっと大きい条件として温度があるんですよ、温度と蒸気圧の関係があるんで、その温度の評価を見たところ、
0:48:34	かなりまちまち値が使われてて、一般的には多分、
0:48:39	温度が高い方が蒸発率高くなると思うんですけど、その、いつ事故が起こってその蒸発していくかってその、
0:48:46	夏もあれば冬もあれば、夜間もあれば昼間もあるんで、
0:48:50	総じて見た感じは、一見低いほうの値を取られてる傾向があるんですけど、
0:48:59	実際に
0:49:01	ガスの蒸発率を評価するときの温度の設定の妥当性っていうか、かなり薬品によっても違ってると、どういう考え方かってのは一切書かれてないのでそれについてもきちんとご説明させていただきます。
0:49:15	とにかく
0:49:17	23 ページの敷地外ご提言のね調査結果と、
0:49:22	それに基づく空疎の
0:49:26	表力一後の評価ですね。
0:49:30	そこの話のその条件設定とか、皆さんが推定した過程っていうのがね、十分で保守性があっても妥当なんだっていうそれがわかるような形で
0:49:43	整理していただかないと、個別にああだこうだ言っても仕方ないので、
0:49:49	この 23 ページのこのまとめ表が基本的には、基本情報の
0:49:55	もう少し追加していただければ全体のポイントがあるような形になるので、これをもう少し充実させてお答えいただけるようにしていただきたいと思うんですけども。
0:50:11	日本原燃の盛です。承知しましたこちらの調査結果につきましては、後につきましては四捨五入した値とかを記載しておりますので、実際に、
0:50:22	使った値と、あと関薬品濃度につきましても、妥当性を考慮して設定した値をこちらに記載して、
0:50:32	それについては開示情報がえられなかったらどうかという、
0:50:37	有無も含めて、
0:50:39	こちらにまずは記載できるようにいたします。
0:50:42	また先ほどの温度につきましては、
0:50:48	表のところには温度の記載はないためちょっと温度について設定方法をどのようにしたかっていうのも、また改めて記載させていただきます。
0:50:58	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:00	規制庁長江です。
0:51:02	基本的には何ていうんすか 33 個の放出元があるので、
0:51:08	何ていうんすかね、今見今みたいな論点になるようになるようなところは全部、
0:51:14	4 とは言わず 3 みたいな形で拡大していただいて、ちゃんとそこだけ見れば、論点が議論できたり、保守性が議論できたりできるような形に、
0:51:26	を集約していただきます。いろんなどころに文字で書かれてる先の法律の
0:51:32	包絡性の話とか、最終的には障防法になるんだろうっていう話とか、
0:51:38	確認された情報なのか推定された情報なのも、はっきりわかるようにしていただきたいし、
0:51:45	今今日議論なったようなところの話も含めて、追加する必要があるものはもっと入れていただいて、
0:51:52	これをある程度充実しないとその話にならないと思うんですよ。それと、
0:51:57	あとついでに言っちゃいますけど、
0:52:01	この 33 仮称の報酬減があるんですけど、
0:52:07	後からご説明あるかもしれないんですけど、
0:52:10	それに対して、その中央制御室とか緊対所とかっていう、その放出元を中心とした、
0:52:17	奉仕税の中心として、その評価点。
0:52:21	中層とか評価点を見た方い。
0:52:25	について、ガイドはね、ど 6 月評価のガイドは、隣接方位、
0:52:32	て言ってるんでその 3 方位分を全部足し込めていってるんですよその図が皆さんのこの中を見してみる限り、ちゃんと
0:52:43	方針ごとに、
0:52:46	33、3 掛けるその放出評価点っていう、
0:52:51	前も言ったかと思うんですけどかなりな枚数になるんですけど、それが ないことには、隣接方位がずれたり、あんアンモニアだけじゃなくて塩酸 とか結構ガソリンと聞く、
0:53:05	核物質がね、隣接にあるかないかって微妙なところの
0:53:10	確認ができないんでそれは必ずつけていただけませんかそれはそれが ないと皆さんの集約された結果だと我々確認できないんですよ。距離も わからないし、
0:53:21	どの核種が、どの方に属しているかっていうのが、貼らないんで、必ず 方針ごとに

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:28	まとめた図を示していただきたいんですけども、それもお願いできますか。
0:53:35	うん。県連の森です。
0:53:38	徒歩位につきましては、例えば今見ていただいている資料の 42 ページ、
0:53:44	40 ページ、
0:53:46	42 ページの方に表として、着目方位を記載しており、これらの箇所に設置、
0:53:55	ご提言あるということは確認しておりますので、これについて、
0:54:01	図を記載して、重ね合わせ、隣接方位含めて評価していることを確認していただきたいと思います。以上です。それは
0:54:10	規制庁の長江です何ページこの表、この資料の、
0:54:20	私が言ってるのは、この確認ではなくて、
0:54:27	パワーポイントの資料でいうと、
0:54:32	パワーポイントの 001 っていう資料でいうとですね。
0:54:38	例えば 23 ページのところを見ていただくとね。
0:54:47	これってこいつは発生元から見た評価点の方位を書かれてるんですけど、
0:54:55	この④とか⑤っていう、
0:55:01	アンモニアかなアンモニアがありますよね。これって、ここを中心に例えば④のアンモニアを中心に、
0:55:08	同心円を引いて、それから東海第 2 の中央制御室数を目指すというの方法だってわかるんですけど、
0:55:17	そういう図で、その隣接方位も含めて飯野両隣の方位がこういう中に、
0:55:26	どういう方針が他にあるかがわかる。
0:55:29	ような図を、
0:55:30	放出元ごとに書いてくださいっていうのが今言ったお願いなんですけど。
0:55:36	わかりますかね。
0:55:41	盛です。この準 23 ページの図では、東海発電所の評価点の方が中心になっているんですけども、そうではなくて、江藤発生元、
0:55:52	寿禎のそこを中心にして、どういう方位、
0:55:57	他の衛藤小低減も含めて記載してということ。
0:56:01	よろしいですか。
0:56:03	6 月の評価ガイドを見ていただきたいんですけど、評価の方法としては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:56:09	放出元を起点にして評価点。
0:56:12	直線で結んで、その方位を含むホものと、隣接方位の物の放出元を足し込むと書いてるので、その評価ガイド通りに、
0:56:24	評価やってるっていうことがこれではわからないので、まとめられて、距離も含めて距離と方位をきちんと、
0:56:31	方針ごとに示していただきたいということなんですけど。
0:56:38	源兵衛モリイでちょっと確認して、記載するようにいたします。
0:56:43	よろしくお願いします。
0:56:55	規制庁の片桐衛藤 010 の比較表の方で 21 ページのところなんですけれども、
0:57:04	先ほど小野からは地域防災計画どうだったんですかっていう話があったんですけど、これ女川の方見ると上の半分で何々を対象に、これこれを対象に抽出しますよって書いて下で、
0:57:18	それに対してすべて結果を書いてあるんですけど、
0:57:21	地域防災計画はどうだったのかっていうのとあと、
0:57:26	この中でもうガス事業法についてはどうだったのかっていうのが触れられていなくて、
0:57:34	そ令和何か記載できないでしょうかっていうのと、あと次のページで表でまとめていただいているんですけど、表の一番上に毒物及び劇物で、対応表第 9 表って書いてるんですけど、
0:57:47	これ、ここはガス事業法の第 12 条っていうのは書かなくてよろしいんでしょうかっていうのをちょっと確認させてください。
0:57:57	原燃の盛でさ、21 ページの、
0:58:02	結果の江藤文書につきましては、記載するようにいたします。で、また次のページの表につきましては、敷地外、
0:58:12	固定下の調査結果ということで記載したので、ちょっとそこに毒物劇物があるので、ちょっと整合が図れてないので、ちょっとこちら整合を図るように記載の適正化を図らせていただきたいと思います。
0:58:25	規制庁カタギリさん、了解しました。
0:58:32	ミヤモトですけど、あとですね、
0:58:35	この比較表の 22 ページの表の中に、
0:58:40	ガソリン 131415 ってのはあると思うんですけど、
0:58:45	前の比較表じゃないほうがわかりやすいんですけど、元の本文側の、
0:58:52	002 の資料の、
0:58:55	下のページと 220 分違うね、216 ページ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:04	このガソリン 574 というのが、先ほどの、
0:59:08	表には入ってないんですけどこれはなぜ入ってないんでしょう。
0:59:21	原電の盛ですこちらガソリンの 574、
0:59:26	宇和この
0:59:29	比較表 22 ページの表で言います、ガソリン 16、
0:59:35	になります。
0:59:38	すいません、下にいつてるわけですね。わかりました。あとねちょっと、ちょっと細かいところでちょっと私の認識を私がちょっと勉強不足で申し訳ないんですけど、
0:59:48	下のページ 216 ページでちょっと確認させてもらいたいのは、
0:59:53	ガソリン 574 のところの、
0:59:57	考え方で、
0:59:59	××××対象になってるんですけど、
1:00:04	これは、
1:00:05	例えばなんだけど、
1:00:06	今情報で屋外にあるのはわからなかったということなんですよ。だから屋内が屋外がまず不明だからバツバツにしてるってことですかそれとも、その辺は、
1:00:18	すいません。はい。
1:00:20	こちらにつきましては屋外のタンクに保管されているということが開示情報でわかっておりますので、
1:00:28	3 番で、バツで対象ということです。
1:00:31	で、何で 4 番では、これはバツになるんですか。
1:00:35	4 番でも、
1:00:38	もう屋外タンクということでまた、
1:00:43	要は私が聞きたかったのは、屋内に保管されているのは×でいいんですけど、屋外にあつて開放空間だったらこれ 0 になるんじゃないのかなと思うんですけどこれは 0 にならない。
1:00:53	ようにしてるのはなぜかなと思って聞いてるんですけど。
1:00:57	そういう意味ではもうオクな、今回に保管されているということで対象としているので、4 番ももうバツにしているということですので、ちょっとこちらの、
1:01:07	全体も確認して記載の、
1:01:10	方法、確認したいと思います。
1:01:37	ちょっと確認させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:40	あと、ちょっと考え方で、例えば2番の主、一番でボンベ等に保管されているっていうところに関しては、障防法で他の義務ってのは多分明確になってるんだけど、
1:01:52	これボンベではないと思うんだけど、ボンベ等の頭に入っていて、
1:01:56	ほ保管されているというところにも×に入れてるっていうのが、
1:02:01	なぜかなんか思っているんですけど、それはなぜバツにしているんでしょうか。
1:02:09	すいません。
1:02:10	もう一度お願いいたします。
1:02:13	ガソリンのところの土肥だから、
1:02:17	ガソリンのところをちょっと見た上で、
1:02:21	一番わかりやすいのがおそらくなんですけど、パワーポイントの資料の、
1:02:33	13ページになってるのか。
1:02:37	で、
1:02:38	その中で横の点線の中に入ってるのが多分その話だと思うんだけど、
1:02:43	要はボンベ等に保管されている有毒化学物質ってことで容器は高圧風間基つき設計で漏えいしたと少量の漏えいがされてる、これは高圧午後方法しか書かれてないけど、
1:02:54	例えば障防法とかでもその容器とかの用意要求があれば、
1:03:00	スクリーンアウトしたりしたりすることもあると思うんだけど、今回ここでも拾ってなくて、要はし、一番下の(5)の回復んで人でやってる。
1:03:11	1点でぴんぴん国に限定されるものではないので、そうすると、なぜこれガソリンがどっちもバツになってるのかっていう、
1:03:19	理解がちょっと私ができなかったのをそれを教えてもらえますかってことなんですけど。
1:03:23	承知しますとちょっとガソリンにつきまして全体的にそのようになっておりますので、ちょっと確認して、また、ご説明させていただきます。
1:03:32	はい。お願いしますちょっと
1:03:35	全部全部の化学物質私見てるわけじゃないんですけど、今回女川は同じで東海第2だけがそれを拾ってきているので、そうすると抽出。
1:03:44	過程の確認は当然必要かなと思うのでその部分はよく、確認してください。お願いします。
1:03:54	規制庁のです私もちょうと今のところと同じところを聞きたくて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:59	ガソリンでこの対象となるかならないかって何か、業種が違うってことなんです、それとも何かこう、もう設置状況が違うからってというのは、若生わかるんですけれども。
1:04:10	何でこの対象になるかその対象にならないガソリンがいるのかってというのがよくわからなくて、
1:04:16	何か事業者の種別ごとでこうなんかある程度こう対象になるやつならないやつとかがこう分かれてるのかっていったところちょっとわかれば、ちょっと教えていただきたい。
1:04:25	原電の森です開示情報を見ますと、対象となっているガソリンにつきましては屋外のタンクに設置されていまして例えば出光興産とかそういうところが、
1:04:36	対象となっています。対象外となっている屋内に、
1:04:41	行っているところきよ、ガソリンスタンドとか、給油所、
1:04:45	とか営業用の救助とか自家発の窮状っていうところで、屋内に保管されているということで、場所別としましてはそういうふうの開示情報ではなっております。
1:04:59	規制庁の石塚変わりましたその屋外にあるのって例えば何かすごい容量のやつはこう、
1:05:04	救急みたいな、こう、
1:05:07	タンクにこう入ってるようなものを想像してよろしいんでしょうか。
1:05:11	原電の盛です屋外タンクですごい、出光興産とか特にそういうところは、外にあるそういうタンクになります。
1:05:20	はい、規制庁の承知いたしました。あとちょっと確認させていただきたくて、
1:05:25	ごめんなさい今、宮本が確認していた資料の 290。
1:05:30	6 ページ。
1:05:32	なんですけれども、
1:05:38	※3 のところで、液化石油ガスは高圧ガスでありって高圧ガス保安法に、
1:05:47	定める容器に保管されていると考えられるため本ベッドに保管されることとしたって書いてあってここもちょっと何かこう、ある主席のような推測のような形になってるのかなと。
1:05:58	思ったんですけれども。
1:06:01	そもそもその液化石油ガスってというのは、高圧ガス保安法で、容器に必ず保管するってことを規定されているわけではないんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:12	高圧ガスにつきましては高圧ガス保安法にて、そういう容器に封入するように規定されておりますので断定じゃなくて保管されておりますということではないですか。
1:06:26	その通りでございます。規制庁の機としたらその趣旨がわかるようにした方がいいのかなと思います。
1:06:33	現在の盛です。
1:06:37	お願いします。規制庁長井です今の。
1:06:40	あの関係でね、
1:06:42	高圧ガス保安法、高圧ガス保安法ってその 10 キロが 20 キロか忘れましたが、それ以上ってというのがあったのがあって、それに対してタンクとかそういう、
1:06:53	容器の制約がかかる法律だったと思うんですけど、その障防法に、何て言うんすかね。液加工のページで液化石油ガスを障防法のもの。
1:07:04	中で見る限りは、
1:07:07	その丹空であった理事級以上とかっていうのははっきり明示されないんじゃない。開示情報としては明示されないんじゃないかと思うんですよ。ですから、その辺の
1:07:18	消防ここは 1 月、液化石油ガスの当該の開示情報は消防法に基づく、そのエビデンスとして
1:07:28	確認されるべきであってここでも
1:07:31	10 キロ以上で
1:07:33	ボンベに入ってるはずだよっていうと断定はね、駄目で、まずは
1:07:38	開示された情報の中で、どういうことが確認できたのかってまずそこがあって、
1:07:43	それでどうなんだっていうそういう整理してもらえないですか。そうしないと、どこまでその開示情報でね、確認された事実なのかっていうのはもうわかんないんですよ全然。
1:07:55	原電の盛です。はい。高圧ガスというか、液化石油ガスにつきましては消防法で 300 キロ以上は届け出るようにというのがありましてそれに対するこちら開示情報になっておりますのでそういう面も含めて、
1:08:09	記載するようにいたします。
1:08:13	以上ないです。とにかく
1:08:16	開示された情報以上の、その水水推定ってのはちょっとやめていただいて、
1:08:23	まず開示情報がどういうものを、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:26	をこう示してるかっていうのを
1:08:29	実際の方、物を見せていただいてもいいんですけど、そういうのがないと
1:08:34	ちょっと我々もちょっと、どういう判断されてるのかちょっと評価できないのでよろしくお願いします。
1:08:44	規制庁の小野です。すいません、追加でもう1個、ちょっと確認させていただきたくて、
1:08:50	今の資料の3、おっけい。
1:08:52	右下の数字38ページで先ほど長井が確認していた薬品の濃度で、
1:08:59	ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、
1:09:03	女川だとかこういう評価がないのでちょっとわからないんですけども、
1:09:11	麻生ちゃん。
1:09:38	規制庁、尾野です申し訳ございません。
1:09:40	で、ここは女川とかだとかこういう評価はないかなとアンモニアの濃度のところが100%っていうふうに女川確か書いてあったのかなと思います。
1:09:50	思うんですけども、他の先行プラントでこう見たような評価をしてるようなところってあってそれを参考にしたりとかってしてるかそれとももう、これは原電さんのオリジナルで考え方を、
1:10:03	整理したのかっていったところを、ちょっと説明していただけないでしょうか。
1:10:09	はい。翁長さんは北井城のところ提言だったのでこのような計算されていらないと思うんですけども、現在につきましては液体状のものがありましたので、薬品濃度開示情報でもありますので、
1:10:21	それを設定させていただいております。他の他の発電所につきましても、塩酸等々が固定元となっているところありましたので、そこについては確か36%、
1:10:33	薬品濃度として計算されている。
1:10:36	いうことを確認しております。
1:10:39	規制庁の尾上層すると、
1:10:43	センコーは36%っていうのは届け出情報を全部調べた上での36%なのか、そういったところは、今、
1:10:53	ご存知でしょうか。
1:10:57	確か先行電力さんは、まず敷地内のご提言につきましてはそれで計算されておまして、敷地外につきましては開示情報で獲られた。
1:11:07	ノウドウ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:10	方しかでも業種を見て設定っていうのもあったと思いますのでちょっと
1:11:16	承知をしていないんですけども推定されているところもあるかもしれません。はい、規制庁の承知いたしました。
1:11:27	あ、宮尾です。先ほどちょっとオノオノと永井が言ってたんすパーセンテージのところの考え方っていうのをよく整理してください。
1:11:37	先行でどう整理された上でこれになったのかって潜航がこれだからこれっていうわけではなくて要は先行でどういうふうな考え方をもとに整理されてこのパーセンテージられて、
1:11:47	それと、東海第2が同様だからこの数字を選んだっていうのは、別にここに書く必要はないですけど、添付とか補足説明資料でもいいので、その数字の考え方ってのはよく整理していただければなと思います。
1:11:59	いいですかね。大丈夫ですか。
1:12:01	あとちょっと私、ちょっと細かいところで確認させてください。
1:12:06	比較表じゃない方の資料で188ページのところの、
1:12:11	敷地内の遮断機のところの説明で、すみません、6款4のところ270kV開閉所、これ屋内っていう場所どこでしたっけちょっと私ちょっと、
1:12:23	屋内の設置場所がわかんなかったの、教えてもらえますか。
1:12:29	開閉所の方は屋内開閉所になりまして、タービン建屋のちょうど北側になるんですけども、
1:12:38	すごい図ありますか。
1:12:42	ワーキングは、
1:12:44	比較表の方のページの方になりますと、
1:12:52	13ページ目になるんですけども、図の二つ、上に並んでますけれども上の図の方でちょうど中央部分に中央制御室の外気取入口っていうふうに書かれている青字、
1:13:06	ここのちょうど上側のところに大きく長方形に四角で囲われてるところがありますけれども、これからちょっと左上方向、ちょうどこの直上にですね、まずいものが三つ並んでるかと思っておりますけれどもこの左どなりのところの、
1:13:21	四角ちょっと橋切れてしまっておりますけれどもここの位置が屋外開閉所になります。
1:13:27	はい。
1:13:27	屋内、すみません、屋内開閉所です。はい。
1:13:30	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:33	わかりました。少し図ガーン図がついてるといいかなと思っていて要はその
1:13:39	屋内開閉所なのでこれは対象外にしました障害とか最終的に三つも対象外なんだけど屋内っていうのは結構あんまり、
1:13:47	柏崎にはあったような気がするんだけど、あんまりないので、少しあの図が後ろにつけるんであればつけていただければなと思います。
1:13:59	承知しました。
1:14:01	あとですね、ちょっと確認したかったのは、
1:14:05	比較表言ってもらって7ページ。
1:14:09	これ、東海第2特有なんですけど東海発電所においても敷地内か誘導貨物がないことを確認したっていうことは、これどういうふうに確認されたかっていうエビデンスは、
1:14:20	どこにつくんでしょうか。
1:14:25	とく、現在の盛です。有毒化学物質につきましては、抽出されなかった
1:14:34	特にエビデンス等は、
1:14:37	つけておりません。
1:14:38	方々どういうふうに、敷地内の敷地内という、東海発電所側に、もう、そういう危険物がないかっていう確認をされましたかっていう質問の回答をお願いしたいんですけど。
1:14:51	日本原電の盛です。東海発電所につきましても、東海第2発電所同様に、
1:14:58	発電所内の有毒化学物質を抽出してそれらがあるかどうかの確認をしております。
1:15:05	宮です。であれば
1:15:08	表みたいのがつくんじゃないかなと思うんですけど式敷地内固定げんなり稼働減を東海第2は説調べて、それぞれ表で入れてるますよね
1:15:19	んと同じように東海発電所を入れられないことはないと思うんですけどそれを私は確認したかったんです。
1:15:25	原電の盛です。
1:15:27	そもそも東海発電所に来て元となるような、
1:15:31	有毒化学物質がないっていうことになっておりましたので、ちょっとこちら東海発電所の記載していないんですけどちょっとエビデンスのほう確認しまして、東海発電所のありましたらこちらに追記するようにいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:15:45	はい。お願いしますあくまでも敷地を共有してますんで、中 2、資料として本部側に入れるつもりはないんですけど、入れる必要はっていうのはまた事業者の方で確認していただければいいんですけど。
1:15:56	同様にやっぱり敷地内、他の発電所があるのっていうのはなかなかないので、その確認の結果は審査資料の中に入れていただければなと思います。
1:16:09	承知しました。
1:16:11	あと 10 ページにいきまして、これちょっと私あまりわからないので教えて欲しいんですけど、
1:16:18	アンモニアの花Cで高周波溶融炉
1:16:24	って一体何ですかっていう質問なんですけど。
1:16:32	日本原電の福井です。高周波溶融炉放射性廃棄物の処理設備として入ってまして、ちょっと細かい仕組みに関してはあれなんですけども高周波溶融と
1:16:44	ですね当間金属等を溶かして均質均一の固化体にするという設備になります。
1:16:53	これは東海第 2 発電所の設備東海発電所どちらの設備になるんでしょうか。
1:17:01	ちょっとすいませんと共有かどうかちょっと私今記憶が定かではないんですけども東海第 2 の設備であったと記憶しています。
1:17:09	であればですね添付でも構わないので、固体廃棄物処理系になるのか。
1:17:17	雑固体になるのか。
1:17:20	要は
1:17:21	規制上というか設置許可設置許可で含まれている廃棄物処理系の
1:17:29	大内どれに当たるかっていうのを明確に図示していただけますかね。
1:17:36	現在フクイですかしこまりました。
1:18:07	あとすみません 114 ページ、比較の 114 ページこれちょっともう、
1:18:12	何回も多分確認してるところで申し訳ないんですけど、
1:18:16	※4 のところの考え方でちょっと、差異理由のところ備考に書かれてるんですけど、
1:18:26	開示請求はせず資源やホームページ確認を行ったって、
1:18:30	ていうところの、
1:18:34	要は、開示請求と同じだけの、
1:18:39	情報をホームページ変えられるという認識でいいでしたっけ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:46	原燃の盛です。こちらにつきましては確認しまして、そのようにホームページに載っているのをご参考にしようというアドバイスをいただいてこちらを記載しておりますので、そのように考えております。
1:19:00	あとガス事業法につきましてはその物が大きいものにつきましてはエネルギー規制庁だということで、ちょっと、確か、
1:19:07	県下ちょっと村か忘れたんですけども、県の方からそういうアドバイスをいただきまして、確認しております。
1:19:15	であればその差異理由のところに、ホームページにて何を確認したかを書いていただきたいと思いますよ。
1:19:22	要は先ほどちょっと議論になった例えば
1:19:26	要は設置方法なり容器なり、
1:19:29	保管方法なり、
1:19:32	要領なり、何、ちょっとその辺がわかりませんが、要はもともと
1:19:38	目的として言おうとしたもらった情報がすべてそのホームページでられるので、要はホームページで確認したと。
1:19:47	いうふうに記載していただけますかね。
1:19:51	大丈夫でしょうか。
1:19:53	その内容を確認して記載いたします。
1:19:56	はい。よろしく申し上げます。
1:20:02	はい。私の方、今んところ以上ですはい。
1:20:21	すいませんこれもちょっと言っただけがいいかなと思うので
1:20:26	あとですね、
1:20:30	資料のG-1-002。
1:20:35	の通しページで、
1:20:38	361 ページから
1:20:42	中央データの花Cが書かれてるんですけど、
1:20:46	要は、361 ページに書いてる、
1:20:50	今回使ったのは東海第 2 発電所ん。
1:20:54	の敷地内で観測した。
1:20:56	2005 年 4 月から 2006 年 3 月までのデータを使ったと。
1:21:01	で、資金の 1 年間の 2010 年から、
1:21:06	4 月から 2020 年 3 月の気象データと比較して、F 部分検定をしたということで、
1:21:13	その結果が一、
1:21:16	次の別紙 9-2 に出てて、362 ページですか、右下の通しページで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:24	第 1 表の検定結果が
1:21:27	棄却数が合計 3 個なんですよね。
1:21:30	それとあとガイドでも、気象指針でも、
1:21:36	何と書かれてる
1:21:38	最寄りの管掌のDたつていうことで、皆さんは未踏の
1:21:46	状況台と小名浜の特別地域気象観測所の二つに箇所で、
1:21:53	当該場所の鑑賞の場所の、
1:21:55	当該年の県へ分検討されて、
1:22:00	この位置が通しページの 365 ページのところにあるんですけど、
1:22:05	水戸が近いですよ。小名浜は随分、60 キロぐらい上の方にあるんですけど、
1:22:11	モリイで、当該評価をやるにあたってはその三戸の、
1:22:17	長気象台のデータが一番、10 日に近いかなと思うんですけどその結果がね。
1:22:24	366 ページに、水戸地方気象台の結果が出てて、
1:22:30	企画数が 7 行あるんですよ。
1:22:35	で、参考までに 367 ページ小名浜は、1 個、
1:22:41	なんですけど、
1:22:43	この評価結果について皆さん何も何て言うのかな
1:22:48	皆さんの評価はされてないんですけど、
1:22:51	これどういうふうにお考えなんですか。
1:22:56	日本原電の森ですと、まずは
1:23:01	参考までにその最寄の気象台の異常年検定をしました。で、水戸地方気象台につきましては東海第 2、小名浜に比べたら、棄却件数がちょっと大きかったので、
1:23:15	ちょっと御水戸気象台のデータを使う、ないので、
1:23:22	保守的に
1:23:24	計算できる、
1:23:26	気象条件を使って、江藤三藤に近い。
1:23:30	ご提言についてそれぞれ評価をして、
1:23:37	問題ないことを確認しているという考察をしております。
1:23:44	等、
1:23:45	ちょっと理解されてるかどうかわかんないんですけど
1:23:48	基本的に東海第 2 発電所のデータが使われて、まずその許認可のときにね、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:57	新規基準の対応のと聞いのデータだと思うんですけど、その時にも使うときに、その当時の
1:24:07	資金の分、
1:24:10	年 10 年の分兄弟をしてたと思うんですけど、その時に、東海発電所等、多分三藤モリイやってると思うんですよね。その時の結果って調べられました。
1:24:24	原電の森です。東海大におきましては確認したんですけどちょっと三戸の方は確認しておりませんでした。
1:24:32	規制庁の中でその時東海で企画されたのは、何何件ありました。
1:24:42	ちょっと、
1:24:43	記憶が定かではありませんので、また確認いたします。
1:24:50	それはすいません。
1:24:58	361 ページで、
1:25:03	そうですねすいません個数まで若い。
1:25:06	62 ページ。
1:25:08	そうですねこちらが、
1:25:10	今回の
1:25:12	結果になりまして、私規制庁永井諏訪氏は聞いているのは、
1:25:17	2005 年の 4 月から 2006 年の 3 月通のデータを使う、使いましたよね許認可の方、許可の方で、
1:25:25	許可のときに、
1:25:27	衛藤、やはり使ってるDたがあると思うんでそれ、それは 2010 年から 2020 年のそんな資金じゃなくてもっと前の 10 年で、
1:25:38	限定されてると思うんですけど、その時に企画された件数は何件ですかという質問で、2010 年から今お答えになった 2010 年から 20 年のデータを母数としたときに、3 件ってのはこの通りなんですけど、
1:25:51	要は私の推定は、
1:25:55	新規基準の時にやった気象データだと、こんな 2、3 件も企画されていないと思ってるんですよ。おそらく、
1:26:04	違うんですが、
1:26:08	原電の鈴木ですけども記憶だと、3 件だったと思います。
1:26:14	キーに、水戸の気象関空規制庁中です。三戸の正田伊井でも同じようなF文献でやってると思うんですよね。
1:26:26	元スズキです。ちょっとその事実確認は別途させていただきます。
1:26:31	規制庁のはずよろしく願いますそれで一般的に

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:35	七つともう全く使えないデータなんですよそれでおそらくね、これって最近すごい、ここ 10 年 20 年って
1:26:44	雨が降ったりね、台風が強かったりして、その前の母数と比べると明らかに異常気象の影響出てるんで出てて、棄却数がね
1:26:55	される採用できないっていう、
1:26:57	可能性が高くなってるんです相対的にいろんなところを見ると、だからその、
1:27:02	これって今の新しいデータでや、やった結果ね
1:27:08	東海で三つそれから水戸で七つって、これは
1:27:13	その年がね、当会として見ても、水戸として見てもね、その評価いろんなデータがある、やっぱり適切じゃないっていう判断するのは相当だと思うんですよ。
1:27:27	合わせて、その資金で
1:27:30	2ヶ所合わせて、
1:27:31	次、10 個の企画ってすごい割合になっちゃうんで、
1:27:37	ちょっとその、このDたの使い方っていうか
1:27:42	何て言うんすかね。もう少し
1:27:44	中で検討いただけます。
1:27:49	むしろ何て言うんすかね。
1:27:52	ここの評価としてはその 10 日のDた。
1:27:57	もそうなんですけど、水戸のデータもそれなりに別に
1:28:03	変なことやってるわけじゃなくて、ちゃんと気象台のデータなんで、会社のデータなんで、きちんとしたデータがあって、どっち、どっちも企画数が多いっていうのは、やっぱそのと椎野。
1:28:15	やっぱ、
1:28:16	やっぱりデータ自体は異常年に近いんじゃないかって考えるのが普通だと思いますので、よろしくをお願いします。
1:28:26	元のスズキです先ほどの特会とその未踏の比較みたいなものを新規性基準時にやってるかどうかとかっていうことを含めてちょっと検討させていただきたいんですけども。
1:28:36	新規基準のときに使ったデータ、気象データそのものが、規格データであるっていうような言い方多分なかなか難しいかと思っておりますので、この辺を踏まえて、動作考察をして、今回こういうふうだから適用できますよとかですんねそんなようなことが
1:28:53	言えたらなと思ってるところです。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:56	規制庁長井です。
1:28:58	何遍も言いますけど東海の新規制基準の時は、その時の伴判断をされてるんで、それは問題ないんですよそれをどうこう言うつもりはないんですけど、
1:29:10	それを最近の気象として、比較した時にね皆さんがこういう結果を出されたんで、そういうどういう評価を皆さんがされて判断されたのかっていうのを聞いたということです。
1:29:24	はい、承知しましたその辺も含めましてちょっと検討させていただきます。
1:30:05	はい規制庁のS続きをしたいんですけども前回ヒアリングの方で我々が事実確認させていただいた、
1:30:13	内容について、ちょっとここでご説明していただいてもよろしいでしょうか。
1:30:18	承知しました。日本原電の盛です。それでは指摘事項一覧表につきまして、
1:30:27	回答及び記載をしていますのでその説明をさせていただきます。
1:30:32	まず、指摘事項一覧表の江藤 1 番目ですが、先ほどありました、東海発電所の扱いについて再確認し、
1:30:42	敷地Cを共有しているのであればその旨説明することということで、資料反映箇所という欄のところに記載してありますが先ほども説明しましたように、本文のところに、
1:30:53	敷地内、東海発電所においては、敷地内の誘導角がないことを確認しており、その旨を資料に記載して、扱いを明確化いたしました。
1:31:03	ただ先ほどこちらにつきましては、東海発電所の調べたエビデンスを、あれば、しっかり載せるように言われたのでまたこちらは通す、確認し、記載したいと思います。
1:31:16	続きましてナンバー2の最新プラント女川2号の記載と比較し、記載が不十分な部分のため、確認し、記載の充実化を検討することということで、こちらにつきまして比較表。
1:31:29	を作成し、衛藤翁長さんのところで記載、不十分なところについては充実化しております。また先日のヒアリングで説明いたしました。
1:31:39	当申請書概要のパワーポイントの資料につきましても、女川さんと同様の記載とし、しており、
1:31:48	例えば、パワーポイントの資料になりますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:54	23 ページのスクリーニング評価結果につきましては、こちら、評価点ごとに、重ね合わせの結果等々をこちらに、
1:32:04	それぞれ記載を追記しております。
1:32:09	また、参考のところになります。33 ページのところにつきましては、それぞれの判断フローにつき、おけるへと誘導化学物質の種類について、
1:32:19	すべて記載しておりませんがこちらへとすべて記載しております。
1:32:25	こちらにつきましても、パワーポイントも
1:32:29	資料の方も充実化を図っております。
1:32:33	あとナンバー3のご提言特定フローで、ボンベ等に保管されている場合、調査対象外とすることを、
1:32:42	もボンベで調査対象としている理由を説明することということで、これ先ほど
1:32:49	資料D-1の002の別紙、
1:32:54	4-7のところ、
1:33:04	説明させていただきました。
1:33:23	すいません。
1:33:24	まとめ資料の方、G-001回1の方の100、
1:33:32	28
1:33:41	すいませんちょっとこれ、
1:33:44	ページ数が、
1:33:46	間違ってます。
1:33:49	そうですね。すいません、別紙4の7-1の128になります。
1:33:55	すいません。
1:33:57	通し番号で306ページになります。そちらの方の、
1:34:03	注記のところに、
1:34:06	記載しております。こちら液川につきましては、屋内に設置されて保管されているか不明であり、またアンモニアにつきましては有毒ガス防護判断基準が小さいことから、
1:34:18	運転対象要員に及ぼす影響が大きいことを考慮して、スクリーニング評価しているということを記載しております。このほかには、そのように、オカ屋内に保管されていることが不明であり、
1:34:31	有毒ガス防護判断基準が小さい物質はないということを確認しております。
1:34:38	続きまして、ナンバー4につきましては、調査対象として選定した。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:44	金。論拠を説明すること。
1:34:47	ということで敷地外固定元につきましての特定フローについてと記載していなかったんですけども、先ほど、
1:34:56	説明しましたように、
1:35:01	まとめ資料の方の、
1:35:06	通しページ 9 ページ。
1:35:09	のところの絵で、
1:35:11	第 3.1-110 個低減の特定フローという図で、赤字で記載しております、こちらにつきましては敷地外固定限の調査、
1:35:22	を含むということで、敷地がご提言につきましてもこのようなフローをもって、特定していることを明確化いたしました。
1:35:32	とNo. 5 の気象条件のインプットとして、東海第 2 の地方データだけではなく最寄りの水戸気象台のデータも確認し、大きなそごがないことを説明すること。
1:35:42	ということで先ほど説明しましたように、友寄の気象台で観測されたデータについて確認を行いました、いただきました。改めていただきました敷地、
1:35:52	議事項については確認し検討いたします。
1:35:57	続きまして 6 番、
1:35:59	の、当申請概要パワーポイントの方の表 7 の最大宝飯という記載を、実態の評価に合わせる形に記載を検討すること。
1:36:08	また、敷地外の評価は発生元ごとに確認できるように図の示し方を検討することということで先ほど、
1:36:16	申請の概要につきましては、しましてはちょっと図を追記しまして最大方位、
1:36:22	の図を追記してし、いたしております。
1:36:26	また、ちょっとまとめ資料にしましては本日いただいております敷地外ごとの、
1:36:31	図が示せるようにいたします。
1:36:36	ナンバー 7 の調査対象の表で、隣接する事業所等がどれかわかるように説明すること。
1:36:44	ということで、今回、
1:36:47	表の方に識別をしまして、ちょっと先ほど、
1:36:53	コメントがありました表になります、通し番号 23 ページ。
1:36:58	の方の土肥土肥、左がわーに番号をつけさせていただきます、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:37:04	識別。
1:37:06	しておりますとそれに対応する図が、通し番号 27 ページの図になります。
1:37:12	なので隣接するものについては、8 番や 3 番、
1:37:17	等が、
1:37:18	それに対応するものになっております。
1:37:24	続きまして、No.8、有毒ガス防護判断基準値で、メタノールガソリン硫化水素について具体的に何に基づき防護判断基準値を設定しているのかを説明すること。
1:37:36	そこでちょっと本日こちらのご説明しなかったものでちょっと改めてご説明させていただきます。
1:37:44	と比較表の、
1:37:49	27 ページ。
1:37:52	比較表の 27 ページ。
1:37:55	をお願いいたします。
1:37:57	こちらに有毒ガス防護判断基準値の設定を記載しております。
1:38:03	小低減または敷地内可動下について考慮すべき有毒化学物質であるとアンモニア塩化メタノールガソリン調査、
1:38:11	硫化水素塩化水素についての防護判断基準値を設定しております。
1:38:17	判断基準値につきましては、表の通りとなっております。
1:38:20	判断基準の設定につきましては次のページになりますが、第 3.2-1 図に示す、考え方のフローに基づき、設定しております。
1:38:31	29 ページをお願いいたします。
1:38:34	江藤差異理由に、第 3.1-1 図のフローに基づき設定した流れについて記載しております。
1:38:41	アンモニア委員さん硝酸及び塩化水素につきましては、アイディアレイジーを有毒ガス防護判断基準値としております。
1:38:51	続きまして 31 ページをお願いいたします。
1:38:55	メタノールにつきましては、文献等をもとに設定と、フローではなり、文献として、三行中毒便覧にて 200ppm 以下であれば、現場における中毒はほぼほとんど起こらない。
1:39:09	と言うこと、また、日本産業衛生学会誌にて、許容濃度の提案として、アメリカのでは、
1:39:16	200ppm の数値を上げているとの記載があり、メタノールの有毒ガス防護判断基準値を 200ppm に設定しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:26	次のページをお願いいたします。
1:39:30	とかそれも同じく文献等をもとに設定しております。
1:39:33	あと産業中毒ビンダーにおいて、短期暴露時間かつ症状が現れない濃度範囲として、700ppm以下を主としているため、700ppmをガソリンの有毒ガス防護判断基準値として設定いたしました。
1:39:48	34 ページをお願いいたします。
1:39:52	こちら硫化水素につきましても、文献等をもとに設定しており、産業衛生学会で示された許容濃度として 5ppmが提案されているため、
1:40:02	硫化水素の有毒ガス防護判断基準値として、5ppmを設定いたしました。
1:40:12	以上のようにスクリーニング評価対象として特定した有毒化学物質について、第 3.2-1 図のフローに基づき、防護判断基準値を設定しております。
1:40:25	ということでこちらは、
1:40:28	指摘事項に、
1:40:29	の絵と、
1:40:32	ナンバー8 の回答になります。
1:40:35	続きましてナンバー9、有毒ガス防護判断基準値に対する割合のが、1 に対してきわどいものがあるので、表で除外したドリッグ設定の考え方について説明すること。
1:40:46	ということで、こちら、ナンバー4 と同じようにとフローを
1:40:53	明確化して、その通りに、
1:40:57	調査対象外か対象かっていうのを判断しております。
1:41:03	続きましてナンバー10、
1:41:05	開示情報の積の情報がえられなかった時に石があるものとして考え、その面積を東海第 2 の敷地内のアンモニア溶融炉の積から推定する妥当性を説明すること。
1:41:16	ということで、今回また改めて堰面積につきましては、コメントをいただきましたので、薬品ノートとあわせて、また確認し、
1:41:26	記載としたいと思います。
1:41:30	とNo.11 の、
1:41:32	TBPを使用する際に使う、有機溶媒は表のどこに該当するか説明することということでちょっとこちらも、
1:41:42	確認させていただきたいと思います。説明させていただきたいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:49	G-1-002 階 1 の右下通しページ 209 ページ。
1:41:55	をお願いいたします。
1:42:06	209 ページへと。
1:42:07	有機溶媒の代表的なものとして代表的なものとしまして、T-ールまでドンと泥岩やケロシン灯油などが考えられております。
1:42:19	とTBPが使用されている事業所を確認したところ、まず、この 209 ページの表の中央付近に灯油がありますが、こちら同じ事業所にて灯油の届け出が、
1:42:32	TBPと灯油という届け出があるため、これが該当していると考えております。
1:42:38	ちなみにこの灯油から次の
1:42:42	ページのTBPがまでが、同じ事業所の届け出情報となっております。
1:42:50	続きまして 222 ページをお願いいたします。
1:42:57	乗るまでどがんは消防法に定める第 3 石油類であるため、ホームページの下から二つがそれに該当すると考えております。
1:43:08	と、TBPは次のページに、
1:43:11	記載されております。
1:43:14	この第 3 石油類から次のページの軽油までが、と同じ事業所の届け出となっております。
1:43:25	よってこれらがTBPと合わせて使用される有機溶媒と考えております。
1:43:33	こちらが指摘事項No. 11 の説明になります。
1:43:40	続きましてNo.12、
1:43:42	の、
1:43:45	こちらが、まとめ資料の方のP325 の第 1 表では搬入量と、
1:43:51	輸送量の違いを説明することということで、こちら、比較表の
1:44:01	203 ページ。
1:44:04	をお願いいたします。
1:44:06	こちら確認したところ、当時、輸送量が搬入量と同じということでしたので、携帯の方を搬入量から輸送量に適正化させていただいております。
1:44:18	現在のところ、これら薬液は衛藤と蔵保管されていないことは確認しております。また、1 良知につきましては、先行プラントで敷地内可動元の調査対象となっておりますが、
1:44:31	その輸送量が 5500 キロから、1 万 1000 キロであり、除染に使用した。
1:44:37	こちらの助成に使用したヒドラジンは輸送量が 140 キロということで、輸送量が走路であるためということで、調査対象外としています。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:47	そのことについて記載を追記しております。
1:44:56	続きまして指摘事項No.13、
1:45:00	のところ提言の整理で対象外としたものについて、その根拠を説明すること、ところでこちらNo. 4と同様に、
1:45:09	対象外としたものについて、注記等を行っております。
1:45:14	あと続きまして、No.14、第3表で最小投影面積において一番厳しい条件を使用していることがわかるように、データをまとめて説明すること。
1:45:25	という記載について、こちらについても説明させていただきます。比較表。
1:45:31	の、
1:45:32	右下、
1:45:34	の、
1:45:39	200、
1:45:41	45 ページをお願いいたします。
1:45:44	別紙 10-2 の方では建屋影響の方について説明させていただきます。こちらに建てあい
1:45:52	等建屋の他投影面積の設定方法についても、記載をしております。
1:45:59	こちらの内規を参照としておりまして、第12図にしますように保守的に対象とする複数の方位の遠い面積の中で、最小面積をすべての方位の計算の入力として共通に適用し、しましております。
1:46:15	各代表建屋の最小投影面積を第3表に示しております。
1:46:21	次のページをお願いします。
1:46:23	と、今回、こちらに、第13図から図6図に各代表建屋の投影面積の概要を示しております。
1:46:32	こちらにつきまして、最小となる方の面積を、今回投影面積として、
1:46:39	使用しております。
1:46:41	とこの図を追記いたしました。
1:46:47	とあと、
1:46:49	あとNo.15 お願いします、短時間放出の場合の、計算式が適切か確認し説明することということで、こちらの参考文献で使用しています。
1:47:00	被ばく線、被ばく評価手法についての内規での記載であるため、現在はそのままの記載とさせていただきます。
1:47:10	とNo.16 の運転対象要員が、体制上どの要員でどのを、
1:47:18	対象がその要因でいい理由を説明すること。
1:47:21	ということで、こちらにつきましては次回の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:24	ヒアリングの時に、
1:47:26	詳細を説明させていただきますが、
1:47:30	比較、
1:47:31	表の 277 ページ。
1:47:37	の方に、防護対象者の要員名称ということで、ガイドでの故障と東海第 2 における対応要員の故障、
1:47:46	あと人数、
1:47:47	それに対する人数につきまして、
1:47:49	表を追記しております。こちらについては、改めて説明させていただきます。
1:47:57	次、2 ページ目につきましては今後の回答となっておりますので、割愛させていただきます。
1:48:03	年貢事項につきましては以上になります。
1:48:06	はい、規制庁の説明ありがとうございます。すいません。1 点、もう一度ちょっと、
1:48:12	聞き逃してしまってわからなくなってしまったんですけども。
1:48:16	すいません規制庁のです。尾野です。
1:48:20	どこだと。
1:48:26	すいません江藤隣接。
1:48:28	事業所のところの説明をすいませんもう 1 回ちょっと説明していただいてもよろしいでしょうか。
1:48:35	送致しました。
1:48:36	すいません。
1:48:41	はい。
1:48:43	まとめ資料へと G-1-002 回 1、
1:48:48	の通しページ 23 ページ。
1:48:59	の表 3.1. 3-1 表の方に、今回敷地外ご提言としてそれぞれ記載していたんですけどもそこに番号を振りまして、まず識別しております。
1:49:11	それに対応する番号。
1:49:14	の位置につきましては、通し番号 27 ページ。
1:49:18	の、例えば、第 3.1. 3-1 図、
1:49:23	と水になります。
1:49:25	で、こちらで見ると東海発電所隣接というと、衛藤。
1:49:30	⑧番。
1:49:32	③番。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:33	が、JAさんと、常陸那珂火力さんになります。
1:49:45	規制庁奈須はい、ありがとうございます。
1:49:56	規制庁長江です。
1:49:58	すいません今
1:50:01	出てきたところで
1:50:04	例えば 3、3 番とかね、20、27 ページの、
1:50:12	あと誤算が二つありますように同じ番号で、あと①とか、
1:50:18	もう三つあったり、要は
1:50:23	26 ページにある 33 の方出現の、一つ一つの何て言うのかな、
1:50:33	報酬減として何か同じ場所なのかどうなのかちょっとよくわからないんで
1:50:40	これだと訪室言語とっていう、
1:50:42	ところの方位をこう書くときに、
1:50:46	どういうふうに書かれるのかわかんないんですけど
1:50:50	そのそれぞれがその方針として独立してるのであれば、その
1:50:55	別にしていただきたいし、その
1:50:59	これ見ると多分
1:51:01	貯蔵量の合計値が違ってらんでそれが 1 塊の
1:51:07	タンク群とか
1:51:09	そういう形のあれになってて、場所は微妙に
1:51:13	ずれてる。
1:51:14	んですかね。
1:51:15	ちょっとわからないんで
1:51:17	ちょっとその辺、
1:51:19	何ていうか報酬減ゴトウの評価が確認できるような形で
1:51:24	なんていうか番号のつけ方をちょっともう少し工夫していただけないですか。
1:51:29	日本原電の森です。はい。こちらの番号は同じ、同じ番号のところは同じ事業所になっておりまして、なので発生元としましては同じ場所になります。
1:51:40	ちょっとそれがわかるように、と記載したいと思います。
1:51:44	規制庁なれそうすると、
1:51:48	その左の 26 ページの表で言うと、ただ塩酸の 3 っていうのは、
1:51:53	三つあるけれども、評価としてはまとめて、
1:51:58	1 通の評価しかやってないってそういうそういう理解でいいですか。
1:52:02	貯蔵量はそれぞれ違いますので、それぞれの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:06	評価をやっております。
1:52:10	規制庁のナガエですそうすると、法律元としては三つあるんだから、その辺 3-3-1 とか 3-2 とか。
1:52:21	3-3 になるんじゃないんですか。
1:52:26	はい。その通りでちょっと今図が 1 通の図で示しておりましたので、そのような記載をしたんですけれども、ちょっと今回、展開する場合には、
1:52:36	わかるように記載したいと思います。
1:52:39	お名前です衛藤。また何ていうか数値を、
1:52:44	付け直す大変なんで今みたいに
1:52:47	アンリュウ 3-8-1 とか、13-8-2 とか何かそういう
1:52:51	その程度のあれでよくて、基本的にはその貯蔵量のやっぱり容量が違うのと、
1:52:58	ちょっと距離が同じなのかあるかは別にして、評価上は
1:53:04	それぞれでやられてるってことなんで、それがわかるような形でちょっと、
1:53:08	書き、
1:53:10	直していただければと思います。
1:53:12	の元での盛です。承知しました。
1:53:15	あと、あとちょっと一つなんですけど、
1:53:22	えっとこのコメントリストの
1:53:28	10、15 番ですかね。15 番で、
1:53:33	短時間方指数のシキイが適切じゃないんじゃないかって言ったのはです。
1:53:42	と、
1:53:43	今日、今日の資料の、
1:53:49	Gワンの 002 の、
1:53:56	通しページの 428 ページの、
1:54:02	この
1:54:04	拡散しきの海馬級のシキイで、指摘したのは、
1:54:11	この 5-13 という式がありますよね左の方で、
1:54:16	ここに、
1:54:18	ら、一番
1:54:20	右のところエクスポネンシャルの、Z軸の高の二倍のラージΣの、
1:54:27	右から、何とか何とか、
1:54:30	何とかと 2 って書いてるんですけど、これが

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:34	何ですかね 2σ 事情っていう、新井田自身は野地事情に欠ける。
1:54:41	ラージΣ の事情っていうのは正しい意識何でそれが正しくありませんよ ということを使ったっていうことなんで、これは直しといてください。
1:54:51	以上です。
1:54:53	日本原電の盛です。ちょっと確認しまして修正するようにいたします。
1:55:07	規制庁の尾野です。すいませんちょっと今、指摘のところちょっと、
1:55:12	別なんですけれども、今の資料の 26 ページで、
1:55:19	丸の数値が同じものは、同じ事業所っていうふうに理解したんですけれども、
1:55:27	例えば塩酸の 4 番って、これkgとリットルっていう貯蔵量の単位がある んですけれども、これなんか同じ事業所でも何か同じものなのに、
1:55:39	単位が違うっていうのはこれもう届け出情報そのまま書いてるってこと でよろしいのでしょうか。
1:55:45	日本原電の盛です。こちらにつきましては届け出情報を記載しております。 はい、承知いたしました。
1:56:10	計上ができるコメン等ではないんですけどちょっと記載だけなんで、規 格表の 010 の方の、
1:56:19	29 ペイジーをお願いします。
1:56:26	漢字だけなんですけど黄色のところの爆等、この周り脳ばくの感じが、
1:56:34	合っていないので、ちょっと出典に合わせたりですべて合わせたりって いうわけにはいかないのかもしれないんですけどちょっとそこは確認して おいてください。
1:56:46	日本原電の盛ですはい。出展等で合わせてるところもあるかもしれませ んがこちらにつきましては、確認いたします。
1:56:53	金城カタギリよろしく申し上げます。
1:56:55	もう 1 点同じところで乳しデータのところで、括弧マウスがっていうのが 入ってるんですけど、
1:57:03	次の次のページ妥当ががないかったりとか、
1:57:08	ちょっとそこも気になったので、ちょっと確認していただけないでしょ うか。
1:57:14	日本原電の盛です。承知しました。
1:57:19	規制庁から技術であともう 1 点、この記載だけなんですけど 103 ペ ージで

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:57:25	女川と比較してIDLHのところがあって、値のところ緑になってて記載し、表現の相違って説明があるんですけど、これガイドだと値は入ってるんですけどこれ値に入れなくていいんでしょうか。
1:57:42	日本原電の森ですちょっとこちらの記載の確認をさせていただきたいと思います。
1:57:48	規制庁岡崎ですよろしくお願いします私から以上です。
1:57:59	はい。規制庁のです。では最後に、原電さんの方から確認したい事項ございますでしょうか。
1:58:10	日本原電の森です。本日特にありません。
1:58:13	はい、ありがとうございます。では本日のヒアリングはこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。